

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所成田支所羽田空港出張所
部署の業務内容	①国際線旅客チャーター便で携行される植物類の輸入検査、②海外向け農産物の輸出検査、③国内の一部地域（沖縄等南西諸島）に発生している検疫有害動植物の未発生地域への蔓延防止のための国内線利用旅客に対する移動規制広報業務、④病害虫の侵入警戒調査業務等。

項 目		対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	日頃から空港関係者や旅行者等に対して、植物類の持ち込みや受検等植物検疫に関する理解と協力をお願いしている。また、消費者等からの照会に対しては、常に親切、丁寧な接遇と迅速な対応（説明）を基本として行っており、対応内容は記録して供覧し職員間で情報を共有している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	毎日、不特定多数の国内外の旅客等が出入国している中で、航空会社や空港関係者の協力も得て検疫業務を遂行しているが、これまで植物検疫に関係するトラブル等は起きていない。また、植物類の輸出入に係る各種照会等に対しても、詳細説明により理解した旨の回答が得られており、今後とも適切に対応することとしている。
苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	これまで苦情、要請等はないが、当該事例があった場合は上部機関への報告で適切に対応することとしている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	苦情、要請等は、出張所長若しくは次席植物検疫官の対応を基本としており、苦情、要望事例があった場合は速やかに上部組織（支所、本所）に報告することになっている。
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	ない。
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	

基本的な視点

政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	海外や国内移動規制地域からの病虫害の侵入防止を図るため、年間を通して定期的に植物検疫に係る広報週間を設定し、空港関係者や出入国する旅行者等にパンフレットを配布する等により持ち込みや規制品に対する注意喚起を行っており、今後とも植物検疫に対する理解と協力をお願いすることとしている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	航空会社や関係機関との各種連絡会議等を通じて、植物検疫に係る法改正や新規導入制度、トピックス等の情報提供を行っている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	植物検疫の現状や法改正等の情報提供により植物検疫に対する見識が深まり、今後とも取り組みを継続することでさらに理解と協力が得られるものと考え
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	輸出入関係の法改正や新規制度の導入等による受検手続きに関し、定期又は不定期に開催される諸会議や打合せ等を利用して、その都度関係者に説明して意見交換を行っている。
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	ない。
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	ない。
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	ない。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	植物検疫は、海外からの病虫害の侵入防止と国内における蔓延防止のために、全国の海空港で輸出入検疫を実施している。当所では、日常的に一般旅客等が携行する植物類等の輸入検査業務を主体に実施しており、業務は的確に行う必要があることから、消費者個人の利益を念頭においた検疫対応は行っていない。
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	国際チャーター便で旅行者自らが携行する植物、野菜、果物等について携行者の前で病菌・害虫等の付着がないかどうかを直接検査対応している。また、羽田空港では国際貨物の受け入れ施設が未整備のため航空貨物による植物類の輸入はないことから、現時点では食の安全に関連する業務は該当がない。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	国際チャーター便で旅客が携行する野菜、果物等は携行者の前で直接検査対応しており、また、空港内には航空貨物の受入れ施設が未整備なため貨物での植物類等の輸入はないことから、現時点においては食の安全に関連する業務は該当がない。 しかしながら、2010年羽田国際化に伴い、航空貨物による植物類の輸入が見込まれることから、今後貨物地区に建設される当所貨物検査場は低温度管理とし、生鮮植物類に対する鮮度劣化防止策を講じることとしている。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			